

2吹福障第 2985-2 号  
令和 3 年 1 月 15 日  
(2021 年)

障がい福祉サービス事業者 各位

吹田市福祉部障がい福祉室  
室長 西村 直樹

新型コロナウイルス感染症発生時の感染予防策の徹底及び障がい福祉サービス等の提供維持に関する協力依頼について

令和3年1月13日付で、大阪府が新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく「緊急事態措置」を実施すべき区域とされました。

緊急事態宣言後の障がい福祉サービス事業所等の対応については、別添の令和3年1月7日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課の事務連絡にあるように、利用者やその家族の生活維持の観点から、十分な感染防止策を前提として、利用者の意向や生活状況を踏まえ必要な各種サービスの継続的な提供維持に努めていただきますよう、御協力をお願いいたします。

また、利用者及び事業者の皆様には、国の基本的対処方針に則り、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」など基本的事項をはじめ、今一度、感染予防対策の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

なお、陽性者等に対するサービス提供におきまして、感染予防対策として必要となる衛生物品につきましては、障がい福祉室にて配布可能ですので、下記までお問合せください。

問合せ先

吹田市福祉部障がい福祉室

基幹担当 06-6384-1348

支給管理担当 06-6384-1347